

2017年8月4日

## 商務部、外商投資企業の備案管理弁法を改定 外資によるM&Aも備案制に

商務部は2017年7月30日付で《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》改定に関する決定》（商務部令2017年第2号、以下「改定弁法」）を公布・施行し、従前の《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》（商務部令2016年第3号、以下「旧弁法」）を改定しました。

今回の改定に先立つ2017年6月に公布された《外商投資産業指導目録（2017年改正）》および《自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）》において、一部を除く外資によるM&Aに備案（届出）管理が適用されることが明記されていました。

今回の改定はこの変更事項を反映させ、M&Aを含む外商投資企業の設立/変更の備案手順などを改めて明確化したものです。

※ SMBC NEWS【2016】24号、【2017】20号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。  
[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

### 1. 旧弁法からの変更点

2016年10月公布の旧弁法は、外商投資企業の設立・変更手続において、参入特別管理措置に該当しない場合、審査批准制から備案制への変更を規定しました。改定弁法では、主に外資によるM&Aについても備案管理とする内容を追加しています。

#### 改定弁法における追加内容

- 第五条第二項 合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、本条第一項に基づき設立備案手続を行い、《設立申告表》を作成する。
- 第六条（三） 合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更
- 第七条 外国投資者による非外商投資の上場会社への戦略投資について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後30日以内に備案手続を行い、《設立申告表》を作成しなければならない。  
  
外商投資の上場会社が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資について、備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後30日以内に變更備案手続を行い、《變更申告表》を作成しなければならない。  
  
備案完了後、戦略投資の備案情報に變更が生じた場合、《証券法》および関連規定が要求する情報開示義務者による情報開示義務の履行日から5日以内に變更備案を行わなければならない。
- 第八条（七） 外商投資企業の最終実際支配者の持分構造図（変更事項が外商投資企業の最終実際支配者の變更に関連しない場合は提出不要）
- 第八条（八） 外国投資者が規定に合致した国外会社の持分を支払手段とする場合、国外会社の持分を取得した国内企業の《企業国外投資証書》を提出しなければならない。

# SMBC NEWS



## 2. 改定弁法の概要

項目	内容（青字は改定弁法による追加箇所）
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新設および設立済の外商投資企業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資性公司、ベンチャーキャピタル企業などの投資類外商投資企業からの投資は、外国投資者からの投資と見なす</li> <li>・ 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理している外商投資企業の設立/変更事項について、審査・批准が完了しておらず、かつ備案範囲に該当している場合、審査・批准手続を終了し、本弁法に基づき備案手続を行わなければならない</li> </ul> </li> </ul>
備案機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国务院商務主管部門</li> <li>▶ 各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門</li> <li>▶ 自由貿易試験区・国家級経済技術開発区の関連機関</li> </ul>
備案事項	▶ 外商投資企業の設立・変更（国家の規定により実施される参入特別管理措置に該当しない場合）
備案範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外商投資企業の設立</li> <li>・ 合併買収・吸収合併などの方式により非外商投資企業が外商投資企業となる場合（備案範囲に該当する場合）</li> <li>・ 外国投資者による「非外商投資の上場会社」（内資上場企業）への戦略投資※（備案範囲に該当する場合）</li> </ul> </li> <li>▶ 変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外商投資企業の企業基本情報変更、投資者の基本情報変更、<b>合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更</b>、持分（株式）・合作權益変更、合併・分割・終止、財産權益の対外担保・譲渡、中外合併企業の外資出資者による先行投資回収、中外合併企業による経営管理の委託を含む</li> <li>・ 「外商投資の上場会社」（外資上場企業）が新たな外国投資者を引き入れる<b>戦略投資※</b>（備案範囲に該当する場合）</li> </ul> </li> </ul>

※ 「戦略投資」とは、《外国投資者による上場会社への戦略投資管理弁法》（商務部・証監会・税務総局・工商総局・外管局令 2005 年第 28 号）で規定された、外国投資者による上場企業への中長期的な戦略買収投資を指す

## 3. 備案管理が適用されない項目

外商投資企業の設立・変更について、参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当する場合、引き続き審査批准制が適用されます。また、参入特別管理措置は、自由貿易試験区の内外によって適用される範囲が異なります。

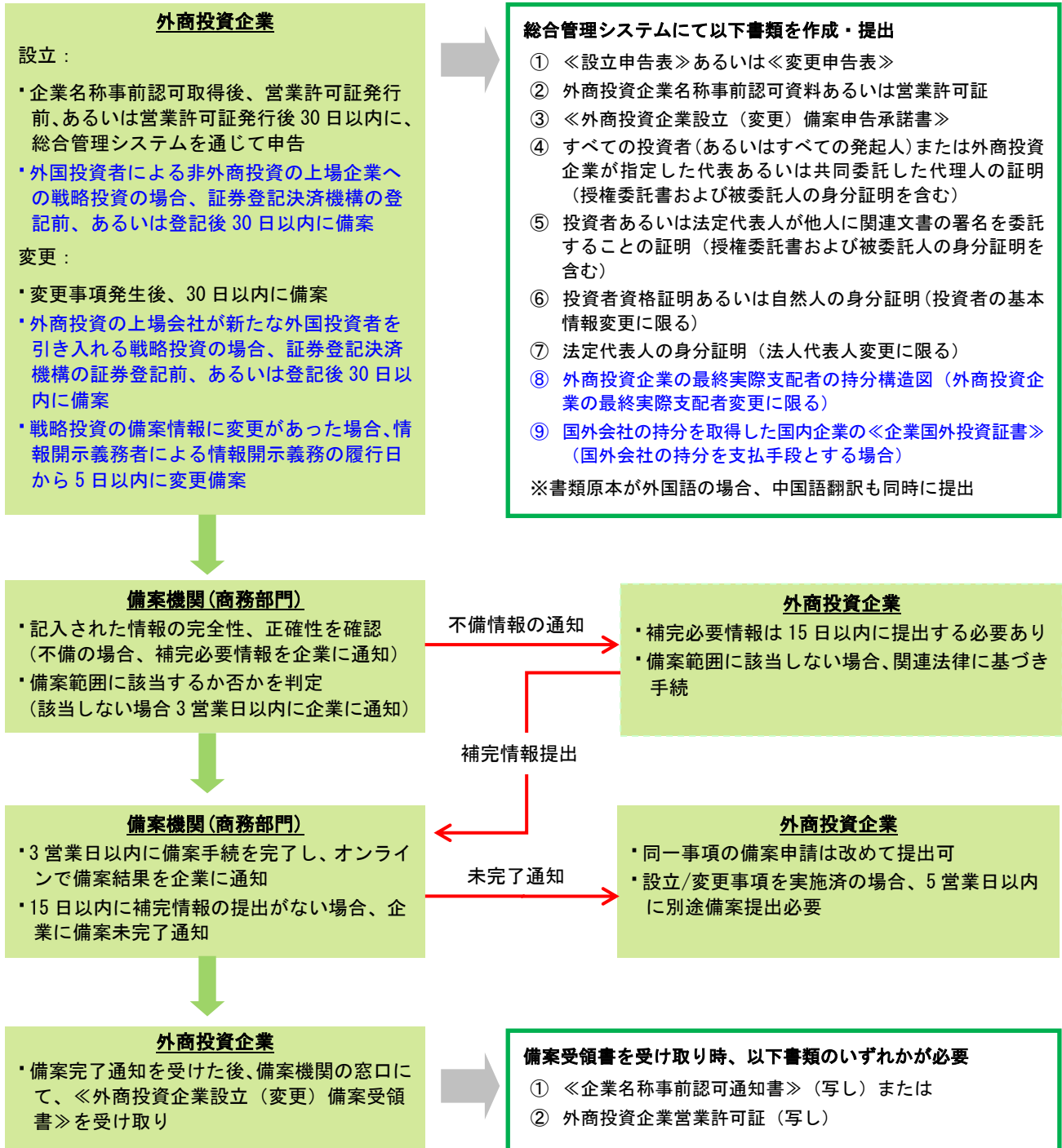
地域	参入特別管理措置（ネガティブリスト）	施行日
自由貿易試験区内 （現在 11 ヶ所）	《自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）》	2017 年 7 月 10 日～
自由貿易試験区外	《外商投資産業指導目録（2017 年改正）》内の「外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）」	2017 年 7 月 28 日～

※ 上表は《外商投資企業設立および変更備案管理関連事項に関する公告》（商務部公告 2017 年第 37 号）に基づく。両ネガティブリストの詳細は SMBC NEWS【2017】20 号ご参照

# SMBC NEWS



(ご参考) 外商投資企業の設立/変更時の備案手続フロー (青字は改定弁法による追加箇所)



以上

# SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4樓-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599